

みらい1分ニュースレター

2009/7/13 第2号

毎週月曜配信

中国版

【滴水穿石】

第1号は皆様に大変ご好評をいただき、ありがとうございます。

今回の通知は、自社が「適用対象」となるか、また計上する「勘定科目」と「計算根拠」が正しいかがポイントになります。



テーマ

手数料・コミッションの損金算入に関する通知

←ポイント

- ✓ 公布部門: 財政部国家税務総局
- ✓ 施行: 2009年3月19日より
- ✓ 内容: 手数料・コミッション(口座振替による支払)は契約額の5%まで損金算入が認められます。「現金支払金額」は損金算入が認められません。

←解説

◆【損金算入限度額】

契約金額の5% (保険業以外)

「合法的な仲介資格」を有する法人または個人との契約はこの通知の対象となります。

* 「仲介業ではない法人または個人」に支払っている手数料・コミッションは全額損金に算入されます(例: デパートに自社商品の販売を委託し、売上の10%をデパートへの手数料とする場合、当該手数料は全額損金に算入されます)。

◆【損金算入が認められないもの】

(1) 口座振替以外の方法で支払っているもの

現金支払など口座振替以外の方法で支払うものは損金算入が認められません(個人業者に支払う場合を除く)。 . . . 架空取引防止のため . . .

(2) 証券会社に支払う新株発行手数料

◆【その他の内容】

(1) 手数料・コミッションをリベートなどの勘定科目で計上してはならない。

(2) 手数料・コミッションを固定資産の取得付随費用として資産計上している場合、減価償却を通じ当該手数料・コミッションを各期の損金に算入しなければならない。

(3) 手数料・コミッション金額を契約額と相殺してはならない。

(4) 手数料・コミッションの計算根拠資料を税務署などに提出しなければならない。

執筆: 潘 姝蓉 (pan shu rong)

みらいコンサルティンググループ

みらいコンサルティング株式会社 <http://www.miraic.jp/>

税理士法人みらいコンサルティング/MC国際公認会計士共同事務所
社会保険労務士法人みらいコンサルティング/霞が関司法書士事務所

会社概要

公認会計士、税理士、司法書士、社会保険労務士等の各分野の専門家をはじめ、約140名の陣容。経営、会計税務、再生再編、M&A、人事労務、情報システム、国際ビジネス等、ワンストップサービスを提供し、クライアント企業の成長をサポートする。

◇東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビル4階 TEL: 03-3519-3970(代)

◇【大阪オフィス】大阪府大阪市中央区安土町3-2-14 サンキュービルディング4階 TEL: 06-4705-7010

